

第1節 防災教育計画

1 計画の方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、風水害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、胎内市、防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的な育成を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。
- (イ) 胎内市は、住民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。
- (ウ) 新潟県は、一般市民の防災教育に必要な学習材料の提供、学習環境の整備、胎内市の防災教育及び専門的な職員育成の支援及び県職員の防災研修を行うとともに、県立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

イ 達成目標

- (ア) 児童・生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。
- (イ) 市民が、風水害に関する一般的な知識及び居住地等で風水害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる。
- (ウ) 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得すると共に、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。
- (エ) 胎内市、防災関係機関において、全ての職員が風水害に関する基礎知識を持ち、かつ、一般市民が行うべき事前の風水害対策を自ら率先して実行できる。
- (オ) 胎内市において、防災に関する専門研修を受けた男女の職員が防災担当部門に配置されている。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 一般市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようとする。

(3) 積雪地域での対応

冬期間の季節風・高波・積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、また、その対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 自治体の風水害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭での事前対策及び風水害発生時の行動に関する話し合い

(2) 地域の役割

- ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の風水害被害危険箇所の把握・点検・確認

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 自治体の風水害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び風水害発生時の行動に関する検討

3 胎内市の役割

胎内市は、国、新潟県、消防機関、学校、福祉関係者、企業、N P O、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

教育の方法は、技能講習を含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行うものとする。

(1) 市立学校における防災教育の推進

学校教育においては、児童生徒等の発達段階に応じ災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため、胎内市は幼稚園、保育所、小学校（低学年、中学年、高学年）、中学校及び高等学校など児童生徒の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や課外授業を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導するものとする。

また学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切な措置がされるよう情報伝達、児童生徒の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知・徹底するものとする。

(2) 社会教育における防災学習の推進

公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

(3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

(4) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時においては地域住民の協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、胎内市は、要配慮者向けパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努めるものとする。

また、介護者や地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報紙等により啓蒙普及活動を行うものとする。

以下に対象者を示す。

- ア 要配慮者本人及び家族の学習
- イ 民生委員等地域の福祉関係者の学習
- ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習
- エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(5) 市職員の防災教育、防災部門の人材育成

胎内市は、市職員に対し、各種法律、規則、条例、胎内市防災計画の内容、災害時の個人の具体的役割や行動等の所管防災業務について教育するとともに、災害対策配備基準により災害発生時に備えるものとする。また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努めるものとする。

(6) 消防団員の防災教育・研修

(7) 一般住民に対する防災知識の普及

災害発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民自らの「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。このため、まず住民が災害に対する知識をもつことが防災対策上の前提であり、胎内市は組織的かつ計画的な防災訓練の実施や防災知識の普及を行うものとする。

また、住民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

ア 啓発内容

災害に備えた普段の心得、災害発生時の心得

(ア) 胎内市地域防災計画の概要の周知

一般気象災害の一般知識及び気象台等から発令される注意報・警報等の種類と内容

(イ) 胎内市の災害特性

(ウ) 避難場所・避難路の周知

(エ) 災害時の応急救護

イ 啓発方法

パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や防災ビデオの貸し出し等により防災知識の啓発活動を行うものとする。

4 県の役割

(1) 学校における防災教育の推進

ア 県立学校における防災教育

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目的に応じ、学校教育全体を通じて防災教育を行う。

イ 私立学校に対する啓発

私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導・助言を行う。

ウ 県立看護大学

(ア) 職員・学生に対する一般的な防災教育を行う。

(イ) 災害時の看護等教授内容の充実に努める。

(ウ) 看護職員の防災教育に必要な情報提供や、講師派遣等の支援に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

社会教育施設において防災広報を実施する。

(3) 要配慮者及び保護責任者の防災学習への支援

ア 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児

在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。

イ 外国人

胎内市や外国人関係団体（外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等）に協力して、災害から身を守るための基礎知識の普及に努める。

災害時に外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者）の安全確保にあたるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び胎内市が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。

(4) 胎内市に対する防災に関する基礎情報の提供

ア 胎内市が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て、必要な情報の提供を行う。

イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市町村の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。

ウ 必要に応じ、情報の提供とその解説のために研修会を開催する。

エ 平常時から新潟県総合防災システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

(5) 胎内市職員の防災教育の支援

ア 胎内市職員の専門的な防災教育機会の創出

イ 胎内市の防災教育に必要な情報の提供

ウ 消防学校における団員の防災教育・研修

(6) 県職員の防災教育、防災部門の人材育成

ア 外部講師等による防災教育研修の実施

イ 消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣

5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について市民への普及、啓発を図る。

(1) 県警察における防災教育

運転免許の更新時講習等を通じて自動車運転時における災害発生時の自動車運転者としての措置等

(2) 新潟地方気象台

風水害に関する基礎的な知識の普及・啓発

(3) 第九管区海上保安本部

船舶・海事関係者等への風水害発生時の注意事項等

(4) 北陸地方整備局

羽越水害、平成7年「7.11水害」、平成16年「7.13水害」、平成23年「平成23年7月新潟・福島豪雨災害」等、過去の災害記録の公開及び災害に関する情報の提供

(5) 東北電力（株）

一般家庭に対する、風水害発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

(6) 都市ガス供給事業者、LPGガス販売店（新潟県エルピーガス協会）

ア 風水害発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項

イ ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時時の復旧方法

(7) 日本赤十字社

心肺蘇生、応急措置等、初步的な救急法の一般への普及

第2節 防災訓練計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、胎内市、防災関係機関、市民、隣接市町村等が防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市町村及び関係機関において、地理空間情報（G I S・G P S）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、災害時要援護者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪地域での対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

風水害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、住民一人一人が冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、自治体や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時ににおける避難所、避難路、緊急時の連絡網を予め把握しておく。

(2) 地域の役割

風水害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。このため、町内会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制などの確認に努める。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模風水害時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

3 胎内市の役割

胎内市は、風水害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯・防災組織、地域団体、住民との協力体制の確立などに重点をおき、住民の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

防災訓練及び総合防災訓練

災害時における対応能力向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、住民自らの「自分の身は自分で守る」という行動力と、災害に対する知識の向上のため、住民主導型の防災訓練等を実施する。

○ 実施日

原則として、毎年1回、地域と災害の種別を指定して実施することとする。

○ 訓練参加機関

市、新発田地域広域事務組合消防本部、防災関係機関、災害時応援協定機関、自治会、自主防災組織、地域住民等

○ 訓練概要

市内において大規模な風水害で被害が発生したとの想定で、市、消防本部、自治会並びに自主防災組織等を核とした住民主導型訓練を中心に、各種対応型訓練を実施する。

(1) 地域住民の自主防災組織による訓練

災害に対し住民・事業所が適切な防災活動が行われるよう、防災に関する知識や情報を提供し、協力体制の充実強化を図るとともに、行政・住民・事業所が一体となった防災の推進を図り、事業所・地域の実情に合わせた防災訓練を実施するとともに、事業所においては地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄を推進するものである。

(2) 消防訓練

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間（8月30日～9月5日）等に、消防に関する訓練、風水害時の住民と防災関係機関との連携訓練、及び県内消防本部並びにその他関係機関と相互応援協定等に基づく合同訓練を実施し、災害時の対応能力の向上を目的に実施する。

(3) 水防訓練

市水防機関は、水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、洪水が予想される最も効果のある時期に訓練を実施し、水防工法その他関連する訓練と合わせ講習会等を実施するとともに、関係団体が合同して行う訓練に積極的に参加するものとする。

(4) 防災関係機関等における訓練

防災関係機関等においては、市などが実施する防災訓練について積極的に参加・協力し、災害発生時に処理すべき事務又は業務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、職員の非常参集を含めた各種訓練の実施に努めるものとする。

(5) 学校等における訓練

各学校で策定の「風水害対策マニュアル」に基づき、学校等での様々な場面をとらえた検証訓練を実施し、児童生徒及び教職員の震災時対応能力の向上に努めるとともに、災害時の避難所としての役割についても検討するものとする。

(6) 平常時からの自主防災組織による避難所運営訓練の実施

(7) 病院・社会福祉施設における訓練

病院や社会福祉施設では、災害時において自力避難が困難な人が多く利用していることから、避難誘導や救出・救護に重点をおいた訓練を実施し、職員の要介護者に対する対応要領の策定と、付近住民の協力体制についても検討するものとする。

(8) 地域防災行政無線通信訓練

災害時の電話線等途脱の場合、災害情報等の収集・伝達通信が円滑に行われるよう、市職員及び防災関係機関の無線設置部署職員に対し「胎内市防災行政無線局管理運用規程」に基づく通信訓練を実施し、無線運用の習熟に努めるものとする。

4 新潟県の役割

新潟県は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯・防災組織、地域団体、住民との協力体制の確立などに重点をおき、住民の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組みを促進する。

また、防災訓練の実施にあたっては、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊などの広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努める。

(1) 県における防災訓練

ア 総合防災訓練

(ア) 実施時期

原則として年1回実施するものとし、風水害の被災地においては、その経験を風化させないような時期を考慮する。

(イ) 実施場所

原則として、大規模災害発生地域を地方本部（県地域振興局）の所管区域（新潟県行政組織規則（新潟県規則第8号（昭和35年3月25日））第10条）に基づき区分した次のa～cの3エリアによる持ち回りとし、県災害対策本部は県庁内に設置する。

a 糸魚川、上越、十日町、南魚沼、魚沼の各地方本部 管内

b 柏崎、長岡、三条の各地方本部 管内

c 新潟（新潟市を除く）、新発田、村上、佐渡の各地方本部管内

（注）5年に1回の周期で、新潟市を実施場所として実施する。

(ウ) 訓練方式

実動訓練とする。

イ 図上訓練等

(ア) 災害対策本部対応職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化のための図上訓練を実施する。

- (イ) 災害時における情報孤立対策のため非常無線通信訓練を実施する。
- (ウ) 新潟県総合防災情報システム等の情報機器の操作習熟のための情報伝達訓練を実施する。
- (エ) 災害時における受援体制の確立のため他の都道府県との広域合同訓練の実施に努める。

ウ 県立病院・福祉施設等における防災訓練

県立病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、要配慮者施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練を行い避難行動要支援者の支援体制を整備する。

(2) 学校等における防災訓練

ア 学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検も含め実施する。(県教育委員会)

イ 県立看護大学(総務管理部)

施設の管理者は、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練などを行う。

(2) 河川、ダム、海岸等の県管理施設における防災訓練

ア 関係機関とともに、関係施設を対象にした防災訓練の実施に努める。

イ 胎内市が実施する、公共土木施設等を対象にした防災訓練の支援に努める。

5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、新潟県や胎内市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第3節 自主防災組織育成計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害時においては、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、市民、胎内市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行うものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備及び管理
- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する避難誘導
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

2 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会・町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

3 胎内市の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

胎内市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、財団法人自治総合センターの助成事業、県及び胎内市単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

胎内市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

4 地域住民による自主防災組織

(1) 育成の主体

市町村は、災害対策基本法第5条の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられている。このことから、胎内市は自治会、町内会等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実行ある自主防災組織の育成に努めるものとする。

(2) 育成の方針

既存の自治会、町内会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進するものとする。

ア 自治会、町内会活動に防災活動を組み入れる。

イ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。

ウ 婦人団体、青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れる。

エ 災害危険度の高い次のような地区に特に重点を置き、推進を図るものとする。

(ア) 木造家屋の集中している市街地等

(イ) 土砂災害危険地域

(ウ) 雪崩発生危険箇所の多い地域

(エ) 消防水利、道路事情により消防活動の困難な地域

(オ) 豪雪時に交通障害・通信障害が予想される地域

(3) 規模

自主防災組織は、次の事項に留意して住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図るものとする。

ア 市街地における街区単位、住宅地における町内会・自治会単位、あるいは山間地・農村部における集落単位等住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難場所の区域、あるいは小学校の学区等住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

また、自主防災リーダーの育成に際しては次の点に留意するものとする。

ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。

イ 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に育成すること。

ウ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮にいれ、その職務を代行しうる者を養成すること。

5 事業所等の自衛消防組織等

(1) 育成の方針

消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられている施設に対しては、新発田地域広域事務組合消防本部（以下、「消防本部」という。）により、法令に基づき適正な対策を推進するものとする。

また、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、できるだけ自衛消防組織等の設置を推進するものとし、関係機関は指導に努めるものとする。

(2) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持管理
- (ウ) 防災訓練

イ 災害時の活動

- (ア) 消火活動
- (イ) 避難誘導

6 新潟県の役割

県は、胎内市が行う自主防災組織育成整備活動に積極的に協力し、胎内市に対する防災資機材整備の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催、県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。

第4節 防災都市計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、国、新潟県、胎内市の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

- ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進
- イ 計画的な土地利用の規制、誘導
- ウ 防災上危険な市街地の解消
- エ 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全
- オ 災害に強い宅地造成の推進
- カ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪地域での対応

公共施設の計画、整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

- ア 日頃からの地域の防災上の課題等の把握
- イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するための、市民一人一人がアイディアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

「地区計画制度」を活用するなど、住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行

うこととする。

3 胎内市の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

浸水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進するとともに、あわせて都市計画制度の活用により安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行い災害に強いまちづくりを推進する

(3) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 避難路等ネットワークの形成

胎内市は、浸水ハザードマップ等を十分考慮して、避難路、避難場所のネットワークを形成する。

イ 避難場所等の整備

胎内市は、新潟県の協力を得て、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当っては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

ウ 防災公園の整備

胎内市は新潟県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図る。

4 新潟県の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強く安全性の高いまちづくりを進めるにあたっては、安全防災空間づくりのための総合的な計画づくりが重要である。このため、県は、都市防災に配慮した都市計画区域マスタープランの充実を図る。

(2) 防災上危険な市街地の解消

ア 低地における市街地の浸水対策等の推進

新潟県は胎内市とともに、都市における浸水防除を図るために、河川や下水道等の雨水対策施設の一体的、総合的な整備等により浸水、治水対策を推進する。また、浸水ハザードマップの作成等ハード・ソフトを組み合わせた効果的な施策を展開する。

イ 土砂災害危険箇所等の整備の推進

新潟県は胎内市とともに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進する。

ウ 木造密集市街地等における市街地整備

新潟県は胎内市とともに、防災上危険な木造密集市街地等を効果的に改善する土

地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等を推進する。

エ 新市街地の整備

新潟県は胎内市とともに、無秩序に市街化した防災上危険な市街地の形成を防止するため、新市街地の整備にあたっては、土地区画整理事業等の面的整備事業による一団の計画的な整備を推進する。

(3) 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

新潟県は胎内市とともに、「新潟県緑花推進計画」に基づき、表面流出水量を低減させる等の洪水調整機能や土砂災害防止機能を有する緑地の保全や整備を行うとともに公共施設の緑化を推進する。

(4) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

新潟県は胎内市とともに、風水害から市街地を守るため、幹線道路、都市公園、河川、水路、下水道、土砂災害防止施設、海岸、港湾施設等を計画的に整備する。

○ 緊急輸送ネットワークの形成

新潟県は、国、胎内市の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。

5 防災関係機関の役割

北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、新潟県及び胎内市の協力を得て、総合的なまちづくり施策を展開する。

第5節 集落孤立対策計画

1 計画の方針

中山間地域など、土砂崩れや風浪による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 孤立予想集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。
- (イ) 胎内市は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄等を行う。
- (ウ) 消防本部は、孤立予想集落現地の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。
- (エ) 新潟県は、胎内市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。

イ 達成目標

- (ア) 集落が孤立状態でも通信が確保されている
- (イ) 住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる
- (ウ) 消防団及び自主防災組織等により最低限の初動対応と避難生活ができる
- (エ) 危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に避難できる

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段及び受け入れ先を確保する。

(3) 積雪地域での対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

2 市民の役割

(1) 市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

風水害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、胎内市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

(3) 企業・事業所の役割

孤立想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

3 胎内市の役割

- (1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知
- (2) 衛星携帯電話等の通信手段の確保
- (3) 集落防災拠点施設の確保
- (4) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置
- (5) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備
- (6) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畠等付近に障害物のない場所を圧雪する）
- (7) 積雪期に備えた装軌車両の確保

4 県の役割

- (1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施
 - ア　迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。
 - イ　被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、胎内市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。
- (2) 孤立予想集落の資機材整備に対する支援
国の補助制度の活用や県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。
- (3) 積雪期のヘリコプター運用
積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、胎内市及び消防本部等と予め協議するとともに必要に応じて訓練を行う。

第6節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ア) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（胎内市庁舎等）
- b 医療救護活動の施設（病院等）
- c 応急対策活動の施設（警察署、消防署、新潟県・胎内市等の出先機関庁舎等）
- d 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- e 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障がい者療護施設等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

a 建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

b 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

(a) 飲料水の基本水量の確保

(b) 非常用電源の基本能力の確保

(c) 配管設備類の固定強化

(d) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備

(e) 防災設備の充実、他

c 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

(a) 法令に基づく点検等の台帳

(b) 建設時の図面及び防災関連図面

(c) 施設の維持管理の手引き

イ 胎内市、新潟県は一般建築物の安全を確保するため以下の指導等を行う。

(ア) 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。

(イ) 著しく劣化している建築物の安全確保について防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

(ウ) 落下物等による災害防止について

建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓発を行う。

(エ) 水害常襲地の建築物における耐水化について

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

(オ) がけ地等における安全立地について

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。

イ 避難行動要支援者の収容施設や、利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じるものとする。

(3) 積雪地域での対応

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の風水害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、胎内市や新潟県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、胎内市や新潟県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

3 胎内市の役割

(1) 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

- ア 胎内市が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。
- イ 事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

- ア 所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

4 新潟県の役割

(1) 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

- ア 新潟県が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。
- イ 胎内市、事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策（土木部）

- ア 所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

5 防災関係機関の役割

(1) 消防署等

防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

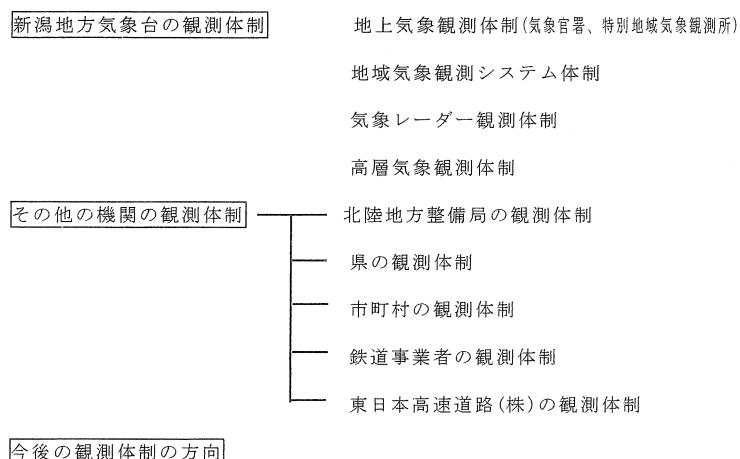
第7節 気象等防災観測体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上をはかり、適時・適切に提供するために、観測・監視体制の強化を図る。
- イ その他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに相互の通報連絡体制等を整備する。

(2) 観測の体系



2 新潟地方気象台の観測体制

(1) 地上気象観測体制（気象官署、特別地域気象観測所）

全国の気象台や測候所で行う最も基本的な観測として、気圧、気温、風等の測器観測と、雲、視程等の目視観測を実施している。

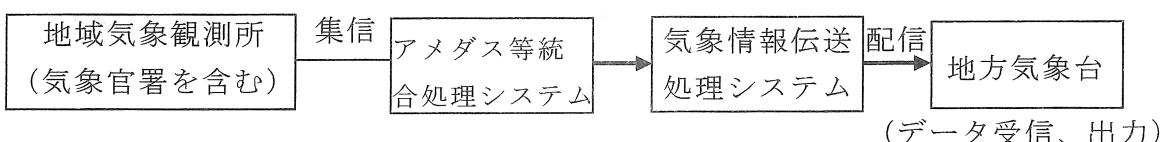
気象台では、目視により観測する要素を除いて、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。

特別地域気象観測所では、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。

(2) 地域気象観測通報システム（アメダス）体制

全国約1,300か所に展開している地域気象観測所の観測データ（気象官署の一部のデータを含む）を定時集信し、各地方気象台に配信している。

ア システム概要



イ 観測所の種別

観測所の種類	観測装置	観測通報データ	集信時刻
地上気象観測	地上気象観測装置 有線ロボット気象計	降水量、気温、風向、風速、日照	1分間隔
	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	10分間隔

地域雨量観測	有線ロボット雨量計	降水量	
	無線ロボット雨量計		
	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	

(3) 気象レーダー観測体制

気象庁は、全国 20 か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(4) 高層気象観測体制

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国 16 か所）とウインドプロファイラによる観測がある。ウインドプロファイラは、全国 33 か所に設置され地上約 10km までの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(5) 観測結果の活用

気象庁では、気象レーダーの観測データ（1 km 格子、5 分毎）を、地域気象観測システムの観測データ及び防災機関の観測データと合成して解析したレーダー・アメダス解析雨量（1 km 格子の 1 時間雨量を 30 分毎）を作成している。これはレーダー観測データをアメダス等で観測された雨量によって補正するもので、空間的な降水強度分布を補足・監視するために有効である。

また、レーダー観測データと降水域の移動状況から作成した降水ナウキャスト（1 時間先、1 km 格子、5 分毎）やさらに解析雨量を基に、降水短時間予報（6 時間先、1 km 格子、30 分毎）高解像度降水ナウキャスト（30 分先、250m 格子、5 分毎）を作成し、監視に役立てると共に気象警報などの防災気象情報に応用している。

3 その他の機関の観測体制

防災関係機関が気象観測を行う場合は、国土交通省令に定める技術上の基準に従うとともに、検定を受けた測器を用いること及び観測所の設置を届け出るものとする。

(1) 北陸地方整備局の観測体制

北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測しているほか、海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより県土木部や市町村にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、県土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

(2) 新潟県の観測体制

ア 公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や電話回線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは県情報ハイウェイや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く携帯電話にて、県民へ配信されている。

イ 農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

ウ 発電施設関係

県企業局では、企業局の設置・管理する発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、ダム水位等を観測している。観測データは、発電の管理事務所に送信又は報告される。

(3) 市町村の観測体制

胎内市、消防署、学校等において気温、湿度、雨量、降雪量、積雪深等を毎日観測している。積雪期間中は、県の指定した観測地点の降雪量及び積雪深を毎朝県危機対策課に報告しており、更に県から新潟地方気象台にデータが提供されている。

(4) 鉄道事業社の観測体制

ア JR各社

JR各社は、県内の駅等の観測地点で、社員による計測及び機械観測により、気象観測を行っている。また、新潟地方気象台から、気象注意報・警報の提供を受ける。

(ア) 社員による計測

天候・風向・気温・気圧・湿度・雨量・降雪・積雪を1日2回観測し、定時に支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

(イ) 機械観測

駅、駅間、橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速を2分間隔で計測する。観測結果は支社等に設置された監視画面に表示され、列車の運転の規制等に使用する。冬季間は県内数カ所の駅に設置された観測機で、降雪深・積雪深を計測する。

新幹線の路線には10箇所に風速計を設置し、常時風速の瞬間値を記録している。列車の運行に危険な風速が観測された場合は直ちに新幹線指令室の表示盤にランプで表示され、列車の運転規制等が行われる。

イ 北越急行株式会社

(ア) 社員による計測

松代工務区で天候・気温・気圧・湿度・降雪・積雪を観測し、降雪・積雪は本社、六日町指令所に報告し、その他の観測結果は記録として保存する。

(イ) 機械観測

ほくほく線各所に雨量計・風速計等を設置し、計測する。観測結果は六日町指令所に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。冬期間は、ウェザーニュースから降雪予測情報を、日本気象協会から着氷情報を購入し、除雪の出動や架線の凍結防止に活用している。

(5) 東日本高速道路株式会社の観測体制

東日本高速道路株式会社は、高速道路沿線の各所に設置している気象観測装置で観測された気象データのほか、気象庁や気象予測委託業者からの気象予報などから気象に関する情報の収集をしている。収集された情報は、情報板や休憩施設のモニタ等により気象状況を高速道路利用者に伝達されるほか、通行規制や除雪車両の出動の判断

など道路管理に活用されている。

4 今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般住民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第8節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路などその意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

胎内市は、災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（胎内市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、防災備蓄拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図る必要がある。

このため、胎内市及び関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておくものとする。

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成するものとする。

(ア) 国道を主体として、防災活動拠点、輸送施設、防災備蓄拠点を縦横に結ぶ県道、幹線市道で構成される道路網

(イ) 病院、避難場所等公共施設と(ア)の道路を結ぶ道路

イ 道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理者は法面や盛土等の“斜面”的強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。

(イ) 緊急輸送道路は特に重点的に強化する。

(ウ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う風水害対策

道路管理者である東日本高速道路株式会社、国土交通省、新潟県、胎内市はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は整備計画の整合を図り梯子状の道路ネットワークの整備等により、代替性（リダンダント）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面対策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を施す。

イ 排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、排水施設等には十分な通水能力を備えるとともに、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ 橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ ハザードマップの活用

各道路管理者は相互の協力を得て、胎内市が作成する洪水のハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。

(ウ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者は災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、ITV）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(社)新潟県建設業協会や(社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動のための自転車等）備蓄の体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ 道路通行規制

異常気象時、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線または区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

県内の高速道路

平成30年4月1日

路線名	区間	延長 (km)	インターチェンジ名
北陸自動車道	糸魚川市～新潟市	184.9	親不知、糸魚川、能生、名立谷浜、上越、大潟※、柿崎、米山、柏崎、西山、長岡北※、中之島見附、栄※、三条燕、巻潟東、黒崎※、新潟西
関越自動車道	湯沢町～長岡市	93.6	湯沢、湯沢石打、六日町、大和※、小出、堀之内、越後川口、小千谷、長岡南越路※、長岡
上信越自動車道	妙高市～上越市	33.9	妙高高原、中郷、新井※、上越高田
磐越自動車道	阿賀町～新潟市	60.7	津川、三川、安田、新津、新津西※、新潟中央
日本海東北自動車道	新潟市～村上市	67.6	新潟亀田、新潟東※、新潟空港、豊栄※、豊栄新潟東港、聖籠新発田、中条、荒川胎内、神林岩船港、村上瀬波温泉、村上山辺里、朝日三面、朝日まほろば
計		440.7	

インターチェンジ名に※があるものは、スマートインターチェンジ

第9節 漁港施設等の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

企業・事業所は、平時より関係機関と情報交換を行い、風水害発生に備え防災体制を整える。

2 企業・事業所等の役割

(1) 港・施設等の付近にある企業・事業所は、風水害発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関、企業相互の協力体制、情報、連絡系統を確立する。

3 県の役割

(1) 防災体制の確立

ア 交通政策局及び農林水産部は、高波、高潮等の風水害に対処するための防災体制を確立する。

イ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や(社)新潟県建設業協会、(社)建設コンサルタント協会北陸支部などと協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。

(2) 防波堤の整備

港湾及び漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬季風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、港湾計画及び漁港計画に基づき防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。

(3) 避難緑地等の整備

港湾・漁港施設は、緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペースに接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

4 防災関係機関の役割

(1) 各協会

災害発生時における円滑な応急対策活動を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第10節 鉄道事業者の風水害対策

1 計画の方針

基本方針

JR東日本、JR西日本、JR貨物、北越急行㈱、えちごトキめき鉄道（株）（以下「各鉄道事業者」という。）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 胎内市の役割

連絡体制の整備

胎内市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

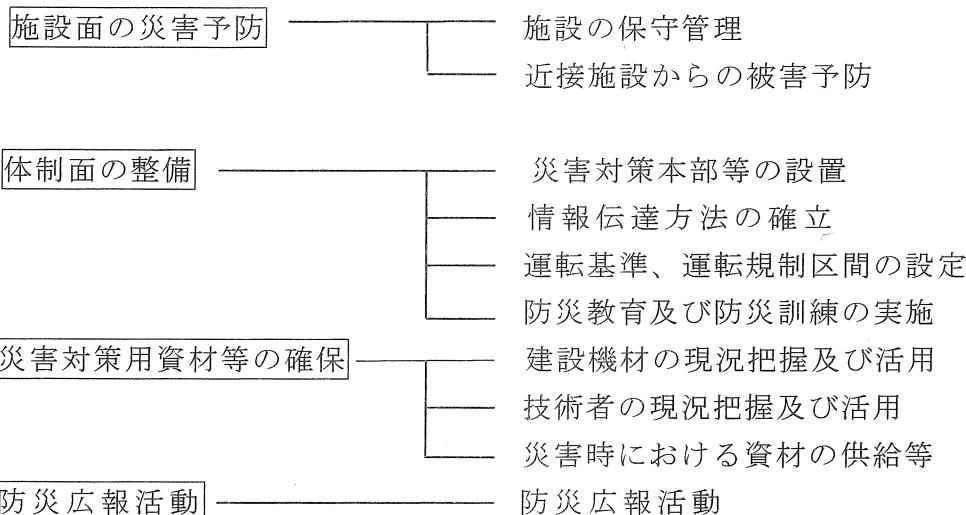
3 新潟県の役割

連絡体制の整備

県（防災局）はあらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

4 防災関係機関の役割

(1) 計画の体系



(2) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(3) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- a 緊急連絡用電話
- b 指令専用電話
- c ファクシミリ
- d 列車無線
- e 携帯無線機等

(イ) 風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準、運転規制区間の設定

風水害発生時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- (ア) 災害発生時の旅客の案内
- (イ) 避難誘導等混乱防止対策
- (ウ) 緊急時の通信確保・利用方法
- (エ) 旅客対策等
- (オ) 関係者の非常参集

(4) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(5) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第11節 土砂災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。胎内市は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が極めて多く存在する。

ア 市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ 胎内市は、住民へ土砂災害危険箇所等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

ウ 新潟県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を調査・把握し、危険性・緊急性に応じて災害防止事業を計画的に実施するとともに、胎内市への情報提供及び市民への土砂災害警戒情報等の提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 胎内市は、平時から要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

イ 新潟県は、平時より避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する啓蒙を行う。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく胎内市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難所について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるよう努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

3 胎内市の役割

(1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土

砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

風水害により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進を図る。

(4) 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報や土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難勧告等の判断にあたり活用するよう努める。

(5) 地すべり防止区域巡視

地域整備対策部は、降雨が連續しつゝ日降雨量が異常に多くなることが予想されるとき及び地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の兆候が見受けられるときは、災害の発生に備えて危険箇所の巡視を行うものとし、当該危険箇所ごとに消防団員その他警戒要員を配置するものとする。地域整備対策部は、危険箇所の巡視を開始し警戒にあたる時機を失わないよう、所要地域に雨量計の設置等を行うほか、関係機関との連絡体制を密にして降雨量の把握に努めるものとし、雨量計設置機関は、必要により逐次情報を提供するよう配慮するべきものとする。

(6) 避難体制の確立

市長は巡視警戒において危険な状況が発見されたとき、異常に降雨量が増大しつゝあるとき、その状況に応じて、地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある住家等に対し避難勧告を行うなど、生命又は身体を災害から保護するため避難措置を講ずるものとする。そのため、胎内市地域防災計画において、あらかじめ危険箇所ごとに避難勧告を行うべき基準、避難の方法、避難経路、避難先等避難体制について定めておくものとする。

4 新潟県・国の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施（農林水産部）

ア 保安林の指定及び整備

新潟県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山施設の整備

新潟県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に

応じ修繕等を行う。

(2) 砂防事業の実施（土木部）

国（飯豊砂防事務所）は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るために、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。国又は新潟県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。

(3) 地すべり対策事業の実施（農林水産部、農地部、土木部）

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、次の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区分	主務大臣 (所管省庁)	県所管部局 (担当課)
ア 砂防法に基づく砂防指定地（これに準すべき土地を含む）の存する地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)
イ 森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準すべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林水産部 (治山課)
ウ ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準すべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省 農村振興局)	農地部 (農地建設課)
エ ア～イに該当しない地すべり地域のうち、ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じて修繕等を行う。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施（土木部）

新潟県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

(5) 土砂災害危険箇所等の調査及び住民への周知（農林水産部、農地部、土木部）

山地災害危険地区及び土砂災害危険箇所を定期的に調査し、土砂災害危険個所、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより、また、胎内市を通じ、住民へ周知する。

(6) 土砂災害警戒情報の発表（土木部、新潟地方気象台）

大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった時には、土砂災害による被害の防止・軽減のため、県は新潟地方気象台と共同して、該当する県内市町村（聖籠町を除く）に土砂災害警戒情報を発表する。

(7) 土砂災害関連情報システムの整備（土木部）

新潟県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。また、これらの情報を胎内市などに常時提供できるよう体制整備を進める。

ア 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除基準は「新潟県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」に定めるものとし、土壤雨量指数と60分間積算雨量により発表及び解除を判定する。

イ 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達先及び伝達方法は土砂災害警戒情報の伝達系統図（付図1）とする。

*利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、崖崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地滑り等は対象としていないことに留意する。

また、胎内市長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、新潟県が提供する補完情報や、個別の渓流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断することとする。

(8) 情報伝達体制の整備（農林水産部、農地部、土木部）

新潟県は、胎内市を通じて行う、住民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(9) 住宅の移転促進（土木部）

新潟県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅を移転する胎内市を支援する。

(10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進（土木部）

新潟県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア 基礎調査の実施

新潟県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

イ 土砂災害警戒区域における対策

新潟県は、胎内市の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策

新潟県は、胎内市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための特定開発行為に関する許可制
- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・勧告等による移転者への融資、資金の確保

(11) 地すべり防止区域の巡回業務委託(農林水産部、農地部、土木部)

地すべり等防止法第7条の規定に基づき、地すべりの早期発見につとめ、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理をはかるため、新潟県は地すべり防止区域の巡回業務を胎内市に委託する。

(12) 専門技術ボランティア等の活用 (農林水産部、土木部)

ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用 (農林水産部)

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ 砂防・治山ボランティアとの協働 (農林水産部、土木部)

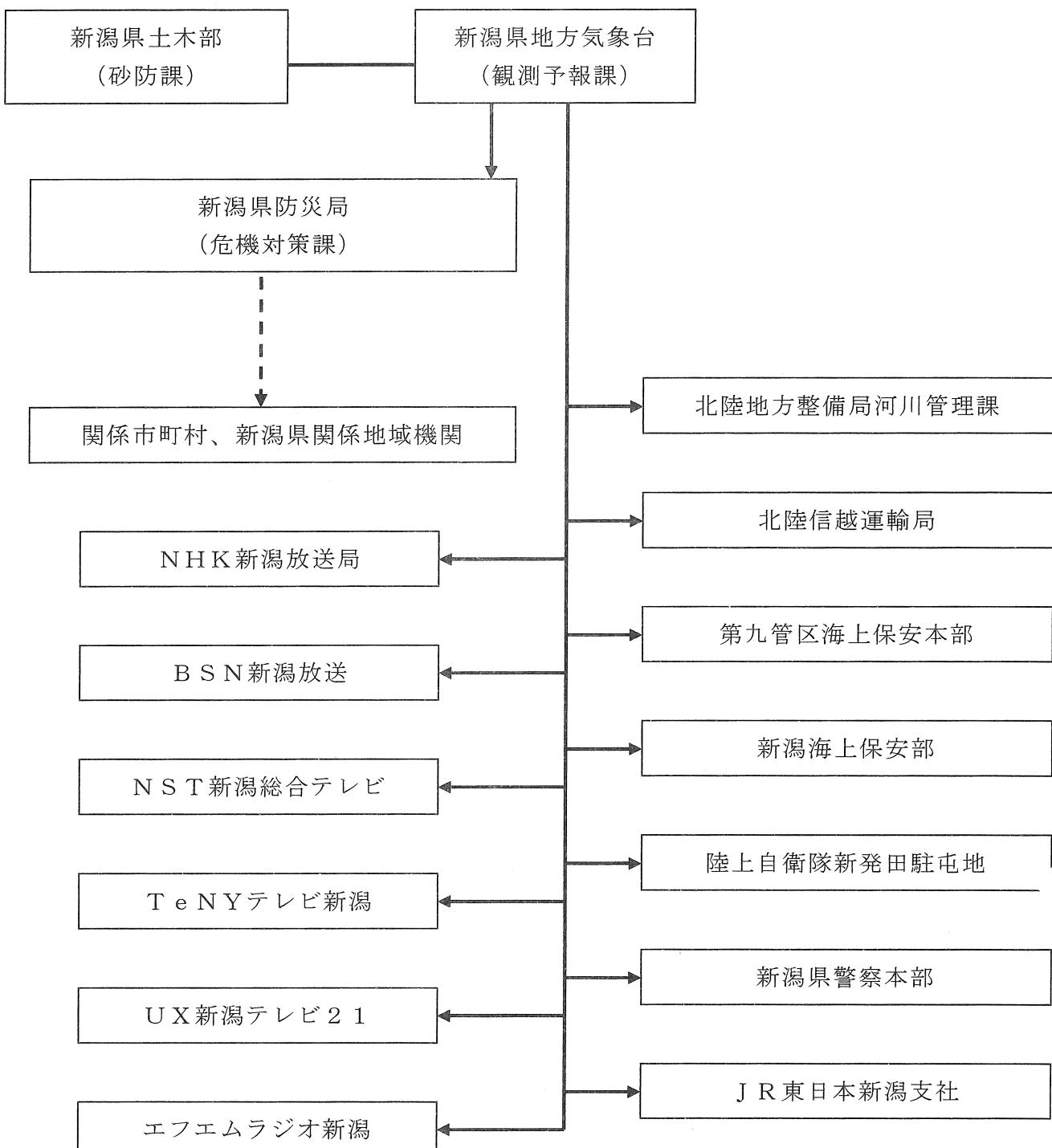
新潟県では、砂防・治山業務に携わった経験のある県職員OBを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人 新潟県砂防ボランティア協会」および「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の住民への普及・啓発等の活動を行っている。

新潟県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

(13) 土砂災害緊急調査実施体制の整備

新潟県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市町村に提供できる体制を整備する。

付図1 土砂災害警戒情報の伝達系統図



—— : 専用回線

- - - - - : 電子メール等

(14) 二次災害の予防（農林水産部、農地部、土木部）

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報機等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

5 防災関係機関の役割

各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第12節 河川・海岸災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 市民は、平時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所の確認、非常用食糧等の準備をしておく。
- イ 胎内市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。(準用河川、普通河川)
- ウ 国、新潟県は、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。

また、胎内市への防災情報の提供及びハザードマップ作成支援等、ソフト対策の実施に努める。

エ 達成目標

- (ア) 国土交通省直轄管理区間の大河川である荒川の整備は、河川整備計画に定めるところである。
- (イ) 県管理区間の大河川(※)については、年超過確率1/30程度(日雨量200mm程度)の降雨又は戦後最大規模の降雨に対応できる整備目標とする。
- (ウ) 中小河川(※)については、年超過確率1/5~1/10程度(時間雨量40mm程度)の降雨に対応できる整備目標とする。
- (エ) 国土交通省所管の海岸については、崖海岸等保全対象がなく整備が不要な海岸を除き、50年に1回程度の発生が見込まれる高潮や高波等による浸水被害、海岸侵食等に対応できる整備目標とする。
- (オ) 水産庁所管の海岸については、崖海岸等保全対象がなく整備が不要な海岸を除き、30年に1回程度の発生が見込まれる高潮や高波等による浸水被害、海岸侵食等に対応できる整備目標とする。

※ 大河川とは、流域面積が概ね200km²以上の河川

※ 中小河川とは、流域面積が概ね200km²未満の河川

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 胎内市は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものを地域防災計画への名称、所在地の記載する。
- イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成し、胎内市長に報告するとともに、当該計画に基づく訓練を行わなければならない。胎内市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、計画の作成に必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。
- ウ 胎内市は、浸水想定区域内の要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

エ 国、新潟県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、胎内市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、一般住民へ周知する体制を整備するものとする。

(3) 積雪地域での対応

新潟県は、河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれある河川については、事前に河川除雪を行うものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく新潟県、胎内市、消防機関、警察機関へ連絡する。

また、洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難所や指定避難所について、確認しておく。

(2) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波を想定した避難訓練等の実施に努め、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波時において、水防団等から要請により、水防活動に従事する。

3 胎内市の役割

(1) 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

イ 河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

ウ 下水道施設による雨水排除対策

(ア) 市街地においては、少なくとも5年に1回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

(イ) 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

(2) 減災対策

ア 水防体制の整備

(ア) 胎内市は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、水防団、水防管理団体の水防組織を整備するものとする。

(イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。

イ 警戒避難体制の整備

(ア) 洪水ハザードマップ等により避難路・指定緊急避難所・指定避難所を住民に周知するとともに、住民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制を構築する。

(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線を整備するなど情報伝達体制を確保する。

ウ 住民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図るとともに要配慮者利用施設等を含む避難訓練を実施する。

(3) 避難体制等に関する事項

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設及び大規模工場において避難計画等を策定した施設への洪水予報等の伝達

4 新潟県及び北陸地方整備局の役割

(1) 洪水への防災対策(土木部、農地部)

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修、等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

イ 河川管理施設の整備

達成目標に基づき、以下の施設等の整備を計画的に推進する。

(ア) 築堤、河床掘削等による河川改修やダム建設

(イ) 内水被害に対応するための排水機場の設置や可搬式ポンプの配備

(ウ) 防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討

ウ 下水道施設による雨水排除対策

流域下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設(特に、電気及び機械関係設備、機器)の十分な浸水防止対策を講じる。

エ 臨時ヘリポートの確保

災害時に緊急に人員又は資器材の運搬を可能とするため、臨時ヘリポートの確保に努める。

(2) 洪水への減災対策(土木部、農地部)

ア 水防体制の整備

(ア) 水防計画の策定及び指定水防管理団体

a 新潟県は、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防法の規定に基づき、新潟県水防協議会に諮って、「新潟県水防計画」を策定する。

b 新潟県水防計画では、本県における水防組織、水防態勢、気象情報や水防に

に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

- c 新潟県は、水防法に基づく水防管理団体である市町村及び水防事務組合の内、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。
- d 新潟県水防計画では、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

(イ) 緊急用の水防資機材の確保

- a 河川、ダムの管理者は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、水防管理団体及び各協会と協力し、資機材の備蓄・配備に努める
- b 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。また、水防計画は、公表するものとする。

(ウ) 情報管理手法の確立

河川、ダムの管理者は、これらの施設の防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。

(エ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

河川、ダムの管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や水防団等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。

イ 防災体制の充実

(ア) 河川防災情報システムの機器更新整備

雨量や河川の水位等をリアルタイムで把握できる河川防災情報システムを適時、更新整備する。

(イ) 河川情報の共有化

河川防災情報システムと国土交通省及び新潟地方気象台と専用回線で接続し、雨量や河川の水位データ等の河川情報を共有化する。

ウ 市民の防災意識の向上

(ア) 洪水ハザードマップの作成支援

洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成の促進に努めまた、住民にわかりやすいハザードマップの作成や説明会等の支援を行う。

(イ) 水防警報河川及び水位情報周知河川の拡充

主要な河川において、水防管理団体の意見を勘案し、水防警報河川及び水位情報周知河川の指定を推進する。

(ウ) 洪水予報河川の拡充

流域面積の大きい主要な河川において、洪水予報河川の指定を推進する。

(エ) 防災情報提供の充実

a インターネット等により、パソコンや携帯電話で提供している雨量や水位情報、ダム情報等について、より県民にわかりやすい情報提供に努める。また、橋梁等の構造物に量水線の設置を進めることにより、県民にわかりやすい情報提供に努める。

b 市民への防災情報提供の体制整備として、伝達手段の多様化を図る。

(オ) ダム放流警報スピーカーの市町村への開放

胎内市の要望に基づき、避難情報等の情報提供手段としてダム放流警報スピーカーの開放に努める。

(カ) 防災意識の向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、防災意識の向上を図る。

(キ) 学校教育等との協力による防災教育の推進

国及び新潟県は、胎内市教育委員会等に対し、学校教育の体験学習等における児童・生徒の防災教育の推進のため、資料の提供、講師の派遣、施設見学への協力等を行う。

エ 河川管理施設（堤防等）の機能の維持向上

(ア) 堤防等の点検強化

人口や資産の集中している河川の区間や破堤等した場合に影響の大きい河川の区間について、堤防の質的強化を図る。

(イ) 河川巡視の強化

河川の区間毎の重要度に応じて定められた巡視計画に基づき、河川巡視を実施する。

(3) 高潮や波浪への防災対策

ア 海岸保全区域、災害危険箇所の点検

海岸保全区域、災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。

イ 低地における海岸堤防の整備

ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る。

(4) 高潮や高波への減災対策

ア 水防体制の整備

(ア) 緊急用の水防資機材の確保

- ・ 海岸施設の管理者は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、水防管理団体及び各協会と協力し、資機材の備蓄・配備に努める
- ・ 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。また、水防計画は、公表するものとする。

(イ) 情報管理手法の確立

海岸施設の管理者は、高潮や波浪等に関する防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。

(ウ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

海岸施設の管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や水防団等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。

イ 市民の防災意識の向上

胎内市が作成する高潮や高波に関するハザードマップの基礎資料を提供するなどの支援を行い、市民の防災意識の向上に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

豪雨、洪水、津波、高潮又は高波による災大規模な自然災害等に際し、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣して実施する。

防災エキスパート等（※）の活動が機能的に行えるよう、訓練・研修への協力等を行う。

※防災エキスパート

新潟県を含む北陸地方整備局管内を対象として、公共土木施設等の整備・管理等についての知識・経験を有する国土交通省（旧建設省）OBにより、土木専門技術ボランティア「北陸地方防災エキスパート」が平成8年3月19日に設立されている。

令和2年4月現在209名が登録し、北陸地方整備局をはじめとする国、県、市町村及び東日本高速道路株式会社等公共機関からの支援要請により、公共土木施設等の被災状況の情報収集や応急復旧の助言等を行う。

洪水、津波、高潮又は高波によって著しく激甚な災害が発生した場合に次に掲げる水防活動を行う。

- ・当該災害の発生に伴い侵入した水の排除
- ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第13節 農地・農業用施設等の災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。

(イ) 常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(ウ) 農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農業用ダム施設の災害予防対策

築造後年数を経たものもあり、管理者は計画的な施設の改善に努めるとともに施設管理体制の強化により、適正な維持管理を推進する。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

ウ 用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管・排水機場等、農業用河川工作物については、危険度や緊急性に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

エ ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施す。

2 胎内市の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、胎内市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

3 新潟県の役割

(1) 胎内市等との連絡体制の整備

胎内市等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市町村等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。

また、胎内市が行う危険ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

胎内市、土地改良区及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら、被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

4 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 胎内市等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに胎内市等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から胎内市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

胎内市等の協力を得て、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得て被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸農政局

- ア 国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。
- イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

(2) 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区等との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第14節 防災通信施設の整備と風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。

イ 防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

2 胎内市の役割

(1) 胎内市防災行政無線施設の整備

ア 同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るために、市から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備を整備する。

イ 移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るために、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るために、胎内市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

(4) 新潟県・胎内市防災行政無線施設の運用

ア 勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

イ 実践的な非常通信訓練を定期的に実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(5) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(6) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

ア 災害時の情報伝達に利用する通信施設

イ 災害時の情報収集に利用する通信施設

ウ 常用の通信手段が利用できない場合の対応

3 新潟県の役割

(1) 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市町村、防災機関の意志決定を支援し、県民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

(2) 新潟県防災行政無線施設の整備

ア 地上系、衛星系無線施設

(ア) 災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(イ) 有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

イ 移動系無線施設

災害時の情報収集活動を円滑に進めるため、基地局と陸上移動局（車載・携帯）で構成される無線施設の整備を図る。

(3) 防災相互信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互信用無線機等の整備を図る。

(4) 停電対策

ア 商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備を図る。

イ 発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で72時間以上、有人施設で6時間以上を目安とする。

(5) 新潟県防災行政無線施設の運用

ア 新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和50年5月26日新潟県告示第590号）に基づき、これを運用する。

イ 通信管理者は通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。

ウ 非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ 非常通信の取り扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。

オ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(6) 通信機器の配備及び調達体制の整備（総務管理部、土木部、防災局）

ア 無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。

イ 通信施設のバックアップとして、衛星携帯電話（市のバックアップシステム6台保有（本庁、黒川支所、黒川地区4小中学校へ配備）携帯メール配信）、インターネットなど、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入、整備を図る。

ウ 通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

エ ヘリコプターテレビ電送システムなどにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。

4 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 水防・道路用通信施設の整備

- (ア) 画像情報等を含めた高度な情報伝達に対処するために、地上系マイクロ多重無線回線と光ファイバー通信回線統合化の計画的な推進に努める。
- (イ) 衛星回線については、機動性の向上を図るため、計画的な機器の整備に努める。
- (ウ) 災害時における外部との情報連絡を確実なものとするため、関係機関との通信網の強化に努める。
- (エ) 情報を迅速かつ的確に収集、伝送し、応急対策等を円滑に実施するため、情報収集、伝達体制等の整備に努める。

イ 停電対策

- (ア) 商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の計画的な整備に努める。
- (イ) 発電設備の無給油による連続運転可能時間を72時間以上確保の整備に努める。

ウ 点検整備

電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るため、国土交通省電気通信施設保守要領に基づく点検整備を行う。

(2) 第九管区海上保安本部

ア 通信設備の維持管理

- (ア) ヘリテレ伝送装置の迅速かつ的確な映像伝送ができるよう取扱いを含めた伝送訓練を定期的に実施する。
- (イ) 管内無線施設の非常用発動発電機を含めた通信機器の定期的な保守・点検を行う。

イ 通信系の確保

災害発生時において、現場画像の情報伝送や非常用通信回線設定等により、早期の状況把握及び適切な対策の実施を図るため、臨時の情報通信回線の確保に努める。

ウ 通信訓練への参加

防災関係機関による通信訓練に積極的に参加し、災害時における円滑な通信の確保に努める。

(3) 警察本部、関東管区警察局

ア 警察無線通信施設の整備

- (ア) 通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。
- (イ) NTT東日本専用回線の2ルート化に努める。

イ 停電対策

- (ア) 定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。
- (イ) 商用電源の2ルート化に努める。

ウ 通信の確保

- (ア) 平常時から通信設備の総点検を定期的に実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(4) 消防本部

ア 消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備

現在のアナログ消防救急無線を平成28年5月末までにデジタル方式へ計画的に移行し、広域応援体制による緊急消防援助隊等の防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

エ 通信の確保

(ア) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

第15節 放送事業者の風水害対策

1 計画の方針

放送は、風水害発生時において、気象警報や避難に関する情報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

新潟県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進と防災体制の確立を図る。

2 各放送機関の対策

○日本放送協会新潟放送局（ＮＨＫ）

1 対策の現況

- (1) 放送設備の落下転倒防止の補強等耐震対策
- (2) 消耗品、機材等の常備
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 各種無線機器等の伝搬試験の実施
- (5) ラジオ放送基幹放送所での仮演奏所の設置
- (6) 各防災機関が設備している通信網の把握
- (7) 非常用簡易自家発電装置を会館屋上に新設

2 対策の計画

震災に備えて、次により各設備ごとに有効適切な予防措置を講じるものとする。

(1) 電源関係

自家発電装置室、電源室の浸水防止対策

(2) 中継回路、連絡回線回路

NTT東日本回線の確保

(3) 非常用放送装置の点検整備

3 体制面の整備

公共放送の使命を達成するため、非常災害対策についてハード・ソフト両面にわたる点検整備に努め、放送・通信機器の更新・整備、建物・設備の耐震対策災害即応体制の見直し等を実施している。大規模な災害が発生した場合は「災害対策本部」を設置して、放送の確保を図ることとし、日常においては職員の防災教育及び防災訓練を実施している。

(1) 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、非常配備体制が発令され「災害対策本部」を設置する。

[主な対策事項]

- ア 災害に関する重要事項の審議・決定
- イ 災害に関する情報の収集、連絡
- ウ 各対策部における緊急計画の調整

エ 災害対策についての対外折衝

- (2) 防災教育及び防災訓練の実施
 - ア 非常災害対策ハンドブックにより、緊急連絡訓練及び緊急動員訓練を実施する。
 - イ 県及び胎内市を含む市町村が実施する防災訓練に参加又は協力する。
- (3) 防災関係者を対象とした各種講習会に参加する。

○~~株~~新潟放送（B S N）

1 対策の現況

- (1) 放送の確保に必要な設備・機材・機器の転倒防止などの補強
- (2) 災害対応の機材・消耗品・備品の備蓄
- (3) 無線装置、中継車等の持ち出し方法、移動方法を決定し具体的マニュアルを策定
- (4) 電源確保には、平常から発電設備の整備点検

2 対策の計画

- (1) 局舎の耐震強度の再点検及び構造の補強
- (2) 放送施設の構造の強化
- (3) 送信所設備の再点検及び非常用設備の設置

3 体制面の整備

平成8年4月に「非常事態対策ハンドブック」を制定した後、数回の改訂を経て、東日本大震災発生後の平成24年6月に改定。このハンドブックは、新潟県内の放送エリア内で中越地震規模の大地震やそれに類する大災害が発生し、多くの人命や財産に被害が生じた場合あるいは本社及び送信所が災害により被害を受け、正常な放送が困難になった場合を想定し、災害時における放送の使命を果たすことを目的として体制面の整備を図り、日常的には非常事態を想定した訓練等を通じて社内対応を確立する。主な要旨は次のとおり。

- (1) 非常事態対策本部の設置と社内組織の確立
- (2) 特別放送の実施
 - ア ラジオ、テレビの機能の発揮
 - イ 取材機器、通信連絡設備の充実
 - ウ 臨時放送体制
 - エ 放送現場各局の特別放送実施対応マニュアルの制定
- (3) 社員の緊急呼び出しと自発的出社
- (4) 大地震による放送設備被災の場合の対策
 - ア 本社放送設備
 - イ 送信所
 - ウ 電源設備
- (5) 非常事態対策事前の対応
 - ア 管理体制面の整備
 - イ 社内備蓄品の整備、緊急物資・資材の入手ルートの確立
- (6) 「非常事態対策委員会」の設置とハンドブックの定期的な見直し、非常事態を想定した訓練の実施

○株新潟総合テレビ（NST）

1 対策の現況

平素より以下の各項目について、防災措置を実施している。

- (1) NTT東日本～NST間の中継回線、NST本社～弥彦送信所間の回線途絶対策として、移動局による回線設営機器の整備
- (2) 商用電力の停電に備え、UPS及び非常用発電機を整備。更に弥彦送信所は2系統受電
- (3) 弥彦送信所は3KW放送機を完全2台化運用、アンテナへの給電線を2条化し、冗長度を有している。また、NST本社～弥彦送信所間の中継回線を無線及び有線の2ルートで構成
- (4) 全国150か所（県内3か所）に給油所を有する業者と優先給油契約を結んでいる。

2 対策の計画

災害に備え以下の項目について充実を図る。

- (1) 非常用発電機の燃料補給先（業者）の確保、燃料備蓄量の増大
- (2) 取材用無線設備の充実
- (3) 防災意識の高揚、防災体制の強化

3 体制面の整備

災害発生時には、その規模、本社及び放送設備の被災状況により「災害対策本部」を設置し報道機関としての責務を果たすこととし、日常においては「非常災害マニュアル」の実践と職員の防災意識の啓蒙と防災訓練の参加、消防訓練を実施している。

(1) 災害対策本部の設置

災害の規模及び放送設備の被災状況に応じて「災害対策本部」を設置し、災害放送の確保などに努める。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害発生時の非常災害マニュアルに基づき、社員の実践訓練及び防災意識の啓蒙に努める。

イ 系列局の防災訓練に参加するとともに、自社の防災訓練を実施して災害時に備えている。

○株テレビ新潟放送網（TENY）

1 対策の現況

- (1) 本社演奏所 建物と鉄塔について耐震診断と非破壊検査を実施し、必要な補強対策を実施済み。地震による津波対策として、1階の重要施設保全を図るべく止水版(1m)の設備と重要機器の高位置への移設。無停電電源装置の2重化。非常用発電機は高圧と低圧を組み合わせて3重化とし、停電時や高圧発電機の故障、年次点検での高圧停電時にも放送系低圧は停電せずに放送継続を可能とした。放送系非常用低圧発電機の常用化対策として防火壁設備と地下燃料タンクへの接続で、高圧／低圧系とも長時間運転を可能とした。消防訓練等に合わせて、BCP対応として放送系を除く全館停電訓練等を定期的に実施。

- (2) 弥彦送信所 建物と鉄塔について耐震診断と非破壊検査を実施し、必要な補強対策を実施済み。非常用発電機・無停電電源装置を2重化し、定期的に検査運転を実施。
- (3) 放送設備 地震などの落下転倒を防止するための補強、放送機器ラックなどの移動防止、天井吊り物の補強などの耐震対策の実施済み。
- (4) その他 各種連絡用無線機の設置、伝送テストの実施
災害時、緊急時に応するバックアップ用放送機器や臨時映像伝送回線装置などの確保と、定期的な訓練を実施。

2 対策の計画

- (1) 本社演奏所 津波対策としてSNG中継車保全のための2階建車庫棟新設
- (2) 弥彦送信所 本社被災時における送信所単独での衛星回線を使用した緊急放送設備構築

3 体制面の整備

日常における防災体制の整備を図るとともに、災害時の放送の責務を果たすため、社員の安全確保と社内体制の整備、十分な機材の保全及び情報の取材など災害報道に全力を注げるよう、平常時における準備、非常時を想定した指揮体制の整備を図る。

- (1) 初動体制
出社判断基準の明確化、連絡方法、出社手段の整備等をできるだけ速やかに放送体制を確保できるよう初動体制を明確にしておく。
- (2) 非常災害統括本部及び技術本部、放送本部、対策本部の設置
非常災害マニュアル等の基準により、規模に応じた統括本部、総務本部、放送本部を設置し、社員各自の本部所属及び役割分担、責任体制を明確にしておく。
ア 統括本部 各本部と連絡を取り災害対策体制全般につき指揮する。
イ 技術本部 放送機能の維持、復旧に努めるとともに、放送本部とともに、緊急放送体制を構築する。
ウ 放送本部 緊急放送体制を構築する。
エ 対策本部 社員の安否の確認、社屋の保全・設備機能の維持回復、緊急放送体制支援のための対策を講じる。
- (3) 放送体制の確保
ア 協力会社との非常災害対応に関する取り決め
イ 系列各局による応援
ウ 燃料供給各社との「非常時における燃料調達に関する協定書」を締結
エ 隣接県の系列局との「災害時燃料相互支援に関する協定書」を締結
オ 新潟県と石油連盟との「災害時の重要施設に係る情報協に関する覚書」における重要施設として登録
- (4) 防災教育及び防災訓練
ア 各社員の任務、連絡方法等非常災害マニュアルの周知徹底
イ 情報伝達訓練等の実施により非常事態体制への参加意識を高める。

○株新潟テレビ21（U・X）

1 対策の現況

- (1) 建物は、昭和58年施工の建築基準により設計
- (2) 各種放送器のコンソール、ラックはアンカーボルトによる床面固定あるいは転倒防止のために壁面に固定
- (3) 停電時電源の確保

本社演奏所 自家発電機により3～4日間放送可能（停電時は、送信設備に自家発電機起動まで無停電装置により給電）

弥彦演奏所 自家発電機により4～5日間放送可能

中継局 1／3局は自家発電機又はバッテリーにより数時間～数日間放送可能

- (4) 送信所は不足の事態に備え、減力による運用が可能

- (5) 送信所への予備回線は中継車、SNG（衛星車載）車等の無線設備を使用して確保

2 対策の計画

- (1) 中継回線の確保は、NTT東日本回線などの代替方法を考慮
- (2) 防災意識の高揚
- (3) 防災体制の確立とシミュレーションの実施
- (4) 停電時及び災害時に備え、自家発電機のさらなる強化
- (5) IP伝送による情報の確保

3 体制面の整備

非常災害時の報道機関の責務を果たし放送の確保を図るため、日常においては「非常災害対策マニュアル」の周知と防災訓練などによりその実践を図り、大規模な災害発生時には「防災対策本部」を設置して災害報道に対応する。

ア 防災対策本部の設置

大地震・大火災・大事故等の発生により、放送設備及び放送機器などに著しく支障が生じた場合に、災害対策本部を設置する。災害対策本部の下に「災害報道実施本部」を設置して、災害報道に対応する。

イ 情報伝達及び連絡

非常災害時の電話の受発信は、優先電話や携帯電話、公衆電話の利用が多少でも有効であるが、それらが不通の場合は、無線による連絡手段が有効である。無線連絡機器の充実を図るとともに、感度交換訓練等に積極的に参加する。

ウ 防災教育及び防災訓練の実施

社員の業務分担、勤務時間外の伝達・非常対応措置などを定めた「非常災害対策マニュアル」の周知と防災訓練などにより災害時の防災業務の徹底を図る。

○株エフエムラジオ新潟

1 対策の現況

- (1) 平成15年5月から耐震設計により新局舎を建設、運用。局舎内演奏所は、冠水に配慮し地上高8.4メートルの3階に設置。各種放送設備は、転倒防止、移動防止などの耐震対策を実施している。

(2) 停電時に備え、演奏所は、非常用自家発電装置およびC V C F（無停電装置）を設備し、弥彦送信所および各中継局は、非常用自家発電装置または非常用バッテリーを設備している。

(3) 当社の加盟する全国FM放送協議会で加盟局相互に機材支援を行う「JFN災害時応援機材リスト」を整備している。

2 対策の計画

(1) 震災による具体的被害を想定し、被害レベルに合わせた回線・設備・要員等の対応計画を検討する。

（例：演奏所または送信所が倒壊した場合等）

(2) 全国FM放送協議会加盟局で機材支援を含む全般的な相互支援体制をさらに整備、充実する。

3 体制面の整備

(1) 初動体制

「災害対策マニュアル」で、連絡ルート・方法、出社判断基準等を定め、可能な限り迅速に放送体制を確保する。また、継続的に見直しを行う。

(2) 非常災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、「非常災害対策要領」に基づき、代表取締役社長を本部長とする非常災害対策本部を設置し、必要に応じた措置を講じて、災害特別放送を実施する。また、継続的に見直しを行う。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

「非常災害対策要領」および「災害対策マニュアル」を社員、協力スタッフへ徹底し、防災意識の高揚、災害対応能力の向上を図る。また、必要に応じて防災訓練を実施するとともに、自治体等が実施する防災訓練に参加、協力する。

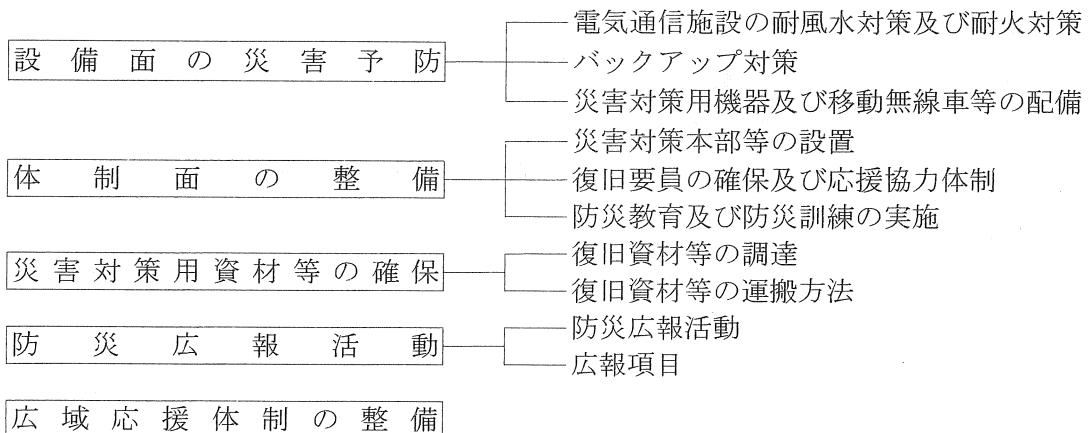
第16節 電気通信事業者の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

風水災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図

る。

- ア 孤立防止対策用衛星電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動電源車及び可搬電源装置
- エ 応急復旧光ケーブル
- オ ポータブル衛星車
- カ その他応急復旧用諸装置

4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- ア 情報連絡室の設置
- イ 支援本部の設置
- ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。
- イ 中央防災会議及び新潟県、胎内市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。
- ウ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会へ参加する。

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、NTT東日本及びNTTドコモの該当支店が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

- ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

風水災害によって電気通信サービスに支障を來した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

- ア 広報車での呼びかけ
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
- ウ インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

- ア 被害状況
- イ 復旧見込み
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

7 広域応援体制の整備

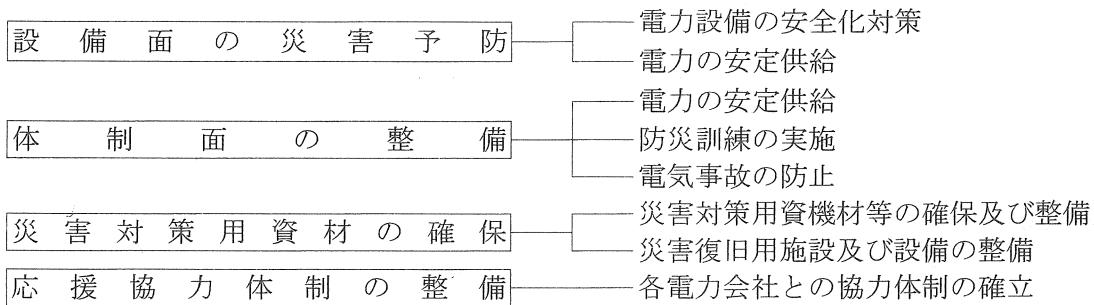
大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時から予め措置方法を定めておく。

第17節 電力供給事業者の風水害対策

1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備毎に計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防対策を講ずる。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とともに、これらを制御する通信系統も2重化を行う。

4 体制面の整備

(1) 電力の安定供給

新潟給電指令所、各技術センター制御所及び営業所において24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよ

う確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

5 災害対策用資材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6 防災時広報活動

電力供給機関は、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、事前に広報例文等を整備しておく。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第18節 ガス事業者等の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 都市ガス事業者、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下、「ガス事業者」という。）は、次の対策を行う。
- （ア）都市ガス供給設備及びLPガス充てん所（以下、「ガス供給設備」という。）の風水害に対する安全対策を講じる。
- （イ）消費者に対して風水害発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。
- （ウ）二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。
- イ LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下、「LPガス事業者」という）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。
- ウ 市民は、風水害発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。
- エ 新潟県は、風水害発生時に取るべき安全措置等について普及・啓発を図る。
- オ 胎内市は、次の対策を行う。
- （ア）公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を確保する。
- （イ）風水害発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 積雪地域での対応

市民は、ガスマーティー・配管及びLPガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスマーティー及びLPガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 ガス事業者の役割

(1) 風水害による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するため万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

（ア）ガス供給設備の浸水による故障を防ぐ措置のほか、風水害対策を計画的に進める。

（イ）消費者に対してLPガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行う。

イ 二次災害防止のための措置

（ア）消費者に対して風水害発生時に取るべき安全措置を予め周知する。

（イ）緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。

（ウ）LPガス事業者は、風水害により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。

（エ）風水害発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

(2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を新潟県、胎内市へ連絡する体制を整備する。

- (3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。
- (4) 積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスマーティー及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスマーティー及びLPガス容器周辺の除雪について協力を求める。
- (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

3 市民・企業の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、風水害対策を行う。
- (2) 風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について、ガス事業者からの周知等を通じて予め理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪期における風水害発生時の事故防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスマーティー周辺の除雪を行う。

4 胎内市の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。
また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、風水害時の安全措置の重要性について、普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

5 新潟県の役割

- LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。
- (1) LPガス充てん所の風水害に対する安全対策の推進
- (2) 被害の生じたLPガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- (3) 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- (4) 一般家庭・事業所における風水害発生時に取るべき安全措置の重要性についての普及・啓発

6 防災関係機関の役割

- (1) 新潟県ガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して風水害対策や災害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ 風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

(2) (社)新潟県エルピーガス協会

ア 研修会・講習会を開催することにより、LPGガス事業者に対して風水害対策や風水害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ ガス器具等を備蓄するとともに、指定避難所、公共施設等へのLPGガス緊急供給体制を整備する。

エ 風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

